

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直しに係るパブリックコメントの結果について

平成29年5月19日
危機管理政策課

- 1 意見募集期間 平成29年4月21日（金）から5月8日（月）まで
2 意見募集者数 意見総数：延べ12件（7名）

3 応募のあった条例改正案に対する意見の内容とそれに対する考え方（主なもの）

条例改正の概要案に対する意見は概ね肯定的なものであり、特に「災害時支え愛活動」や「災害時支え愛避難所」の推進、円滑な実施に向けた必要な支援については、賛同する趣旨の意見が寄せられた。

(注) 対応の区分は、反映 (◎)、盛込済 (○)、今後検討 (△)、その他 (－)

項目	意見の内容	左に対する県の考え方	対応
条例全般	もっと詳しく教えてほしい。	御意見をいただいた方については、条例改正の概要案等をお伝えするとともに、不明の点はお問合せいただくようお願いしました。	○
	条例改正の項目で、誰が主体となって推進するか明確にされていないものがある。「知事」及び「市町村長」等行政の責任を明確にする等により実効性のあるものとしてほしい。	改正条例では、取組や支援の実施主体を明確にすることとしており、各種防災対策の実効性の確保に努めたいと考えています。	○
	条例化しなくてもできる施策ばかりである。趣旨に反対しないが、条例化について積極的な賛成はしない。	条例で定めることによって、防災危機管理に関する理念、原則、それを実現するための各主体の役割等が鳥取県民の共通の考え方として公式に認められ、各主体に認識されることにより、一層の防災力の向上が期待されます。 昨年の中部地震や本年の大雪での被災経験や取組事例を踏まえ、改正条例では新たに「支え愛活動」や「支え愛マップ」づくりを通じた避難行動要支援者への支援体制づくり等を推進することとしており、このことに関する各主体に期待される役割や行動を明示することで、これらの推進に資すると考えています。	－
災害時支え愛活動	鳥取県らしい地域ぐるみの助け合い、支え合いの活動が災害対応として県外からも感謝された。これを機に「災害時支え愛活動」を設け、推進してほしい。	改正条例では、昨年10月の鳥取県中部地震の際の地域住民相互の助け合い及び本年1月、2月の豪雪時に見られた沿線住民による立ち往生ドライバーへの食事の提供などのように、鳥取県らしい地域ぐるみの助け合い、支え合いの活動が災害対応として有効であったことから、このような取り組みを「災害時支え愛活動」として推進することとしています。	○
支え愛避難所	災害時支え愛活動、支え愛避難所はよいと思う。推進してほしい。近くの集会所が支え愛避難所となったことは、どのようにしてわかるのだろうか。	支え愛避難所については、平時には地域の皆さんの支え愛マップづくり等を通じて候補となる施設を共有していただき、災害時には声掛けなどにより知っていただくこととなります。	○

支え愛避難所	「支え愛避難所」への支援が盛り込まれているのは、大変ありがたい。具体的な支援方法など課題があると思うので、有効活用できるよう詰めてほしい。	改正条例では、町内会の集会所等に住民が自主的に設ける避難所を「支え愛避難所」として位置づけることとし、具体的な支援方法については今後市町村等の意見を聞きながら検討していきます。	○
	顔見知りが多く落ち着ける、住民が自主的に設ける施設を「支え愛避難所」と位置づけ、市町村は必要な支援を行うよう努めることに賛成。		
地域の防災リーダー	条例改正案の概要で、「地域の防災リーダーの一層の活用」の「リーダー」という呼称を「推進員」等へ改めてはどうか。防災の取組は「引っ張る人」の指示・指導の元によるものではなく、むしろ「全体をまとめる人」「支える人」のサポートによって進んでいくのがふさわしいと考える。	現条例では、第13条（自主防災組織の活動促進）の第1項の中で「自主防災組織の指導的役割を担う者」と記載しており、その役割として、まとめ役や支え役としての役割も考えています。	○
	地域の防災リーダーのなり手を探して決めておくこと。	現条例でも、市町村長は自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮することとしています。	○
車中避難者等への対応	自家用車等に避難した被災者に対して、避難所の情報提供をしてほしい。	改正条例では、自家用車等に避難した被災者の健康面への配慮のため、市町村長は当該車中避難者へ生活環境が良好な避難所等の情報を提供すること等に努めることとしています。	○
避難行動要支援者対策	地域住民が主体となって進める「支え愛マップづくり」については、避難行動要支援者の個人情報の管理をしっかり責任者がやっておくこと。	改正条例では、支え愛マップづくり等の取組を通じて、避難行動要支援者に関する情報の共有や、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めることとしています。また、避難行動要支援者の個人情報の取扱いについては、既に現行条例第22条（個人情報を守る義務）において、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならないこととしています。	○
要配慮者への配慮	熊本地震では、福祉避難所が設けてあるに関わらず要支援者の人が利用できなかったなど課題があった。要配慮者対策の強化とともに県民に徹底していくことが必要で、それには平常時から要支援者への支援に対する啓発活動や支援活動が大切だと考える。	改正条例では、高齢者、障がい者、外国人等多様な人の特性に配慮して、避難情報の伝達や避難所の生活環境の整備等防災及び危機管理に関する各種対策を推進することを盛り込むこととしています。また、福祉避難所の役割については市町村と連携して県民に周知していきます。	○